

## II 各論



# 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～

## 1 障がいをも理由とした差別の解消の推進

### 現状と課題

平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、事務又は事業を行うにあたり障がいのある人（家族等を含む。）から社会的障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する、合理的配慮の提供が義務化されています。

民間事業者においては、合理的配慮を行うことについては努力義務となっていますが、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等と同様に義務とされています。

アンケート調査によると、障がいによる差別経験の有無について、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』と回答した人が身体障がい者で約 1 割、知的障がい者、精神障がい者では 4 割弱となっており、身体障がい者と比べて高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、障がいのある人に対する理解について、「まだまだ障がい者の理解をしている人は少ない」という意見や、「地域で理解を深めるための講演会の実施や広報・チラシの配布をしてほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、関係機関等と連携しながら周知啓発を行っていく必要があります。

## 施策の方向

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた講演会、広報等の啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、合理的配慮を求められた場合や差別を受けた場合に適切な対応ができるよう市職員に向けた研修等を実施し、対応します。

また、すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう権利擁護の推進に努めます。

## 主な事業

- ホームページや広報等を活用した啓発の充実（人権政策・男女共同参画課）
- 精神障がいに関する理解の推進（生活福祉課）
- 「身体障害者補助犬法」に伴う盲導犬、介助犬等に関する啓発の推進（生活福祉課）
- 障がいのある人の人権にかかわる啓発の推進（人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 人権尊重の意識の高揚（人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 障がいのある人に対する差別等の禁止（新規）（人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 合理的配慮の促進（新規）（全課）

## 2

## 交流活動の推進

### 現状と課題

障がいのある人の日常生活を支え、豊かな暮らしを生み出すために、障がいのある人との日頃からの交流やボランティア活動は欠かせないものです。

アンケート調査によると、地域活動への参加状況について、障がいの種類別に比較すると、身体障がい者・知的障がい者では「参加したことがない」と「ほとんど参加していない」を合わせた『参加したことがない』が6割、精神障がい者では約7割となっています。また、地域活動に参加しない理由について、身体障がい者では「外出が難しいから」、知的障がい者では「一人で参加することが難しいから」、精神障がい者では「地域活動に関心がないから」の割合が高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、障がいに対する理解を深めるために必要なこととして、「コミュニティ活動にも障がいのある人をなるべく参加できるようにしてほしい」「理解や交流ができる機会・イベント等を実施してほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体やボランティア団体、事業所等との連携により、地域住民とふれあう機会を充実するとともに、障がいのある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域活動等に参加できるような環境づくりが必要です。

## 施策の方向

市や地域において開催される講座や各種行事、スポーツ大会等において障がいのある人もない人も気軽に参加できるよう、情報提供等必要な施策を推進します。

また、障がい者施設や障がい者福祉団体などが行う交流事業や学校教育における体験交流、地域と関係団体や障がいのある人の交流など交流機会の拡充に努めます。

## 主な事業

- 障がいのある人の自立と社会参加等を支援する各種行事やスポーツなどのイベント開催の周知（生涯学習課、生活福祉課）
- ゆっくりフェスタの充実（生活福祉課）
- 講座や各種行事、スポーツ大会等に参加交流できる場づくり（全課）
- 特別支援学校と小学校、中学校との居住地校交流等の推進（学校教育課）
- 学校教育における体験交流を含めた福祉教育の推進（学校教育課）
- 社会福祉協議会や障がい者団体等が行う交流事業の支援（生活福祉課）
- 福祉施設等と地域住民との相互理解を深める利用者との交流機会の促進（生活福祉課）
- 『ほほえみタウン』開放による交流機会の促進（生活福祉課）
- 公立保育所の保育交流における障がい児と保育園児との交流や、保護者との交流の機会づくり及び推進（子育て支援課）

### 3

## 福祉教育の充実

### 現状と課題

子どもの頃から障がいに対する理解を深めることは、障がいのある人とともに暮らす社会を実現するためには重要です。

アンケート調査によると、保育や教育に関する要望について、身体障がい者では「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」が約3割、知的障がい者・精神障がい者では「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」が半数を占めています。

今後も、ライフステージの各段階で障がいへの理解を深める教育機会の提供と体制の整備が必要です。

### 施策の方向

子どもの頃からの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、障がいへの理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。

体験交流の促進やハンディキャップ体験、手話講座等学びの機会を提供することで、子どもから大人まで、すべての市民が、障がいに対する理解を深められる取り組みを推進します。

### 主な事業

- 体験学習や福祉教育活動を通じた福祉ボランティア等の育成（生涯学習課、生活福祉課）
- 学校教育における体験学習や交流を通じた普及啓発等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育課）
- 手話講習や点字教室などの支援（生活福祉課）
- 「ちくしの福祉村」公開講座や各種講座等の支援（生活福祉課）
- 人権問題等を学習する機会の推進（教育政策課）
- 人権教育による一人ひとりの人間像を育てる学習や講座の実施（生活福祉課）

## 4

# 重層的な支援体制の構築

### 現状と課題

障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められることが多く、相談件数も増加傾向にあります。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、3障がいともに「どこに相談すればよいかわからない」の割合が高くなっています。

また、ヒアリング調査によると、障がい者団体から「当事者間の相談支援の難しさを感じる」という意見が挙がっています。

障がいの種類や個人の生活状況はさまざまであり、一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。各事業所、関係機関および各担当窓口と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

### 施策の方向

身近な相談相手である地域や障がい者団体等の関係機関の活動を支援することで、相談がしやすい環境の整備を図ります。

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障がい者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

### 主な事業

- 地域における見守り活動機能の強化（高齢者支援課、生活福祉課）
- 地域住民をはじめ関係機関や地域の団体が連携し、共助に基づいた地域福祉活動の促進（高齢者支援課、コミュニティ推進課、生活福祉課）
- 市民活動団体等への支援（コミュニティ推進課、生活福祉課）
- 障がい者団体等の活動の充実や支援（生活福祉課）

## 5

# 小地域福祉活動の推進

### 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で共に生活し社会参加していくためには、すべての人々がそれぞれの役割を分担し、共に力を合わせていく必要があります。

ヒアリング調査によると、今後ボランティア活動を活発にしていくために、「会員が高齢化しているため、若い方にもボランティア活動に参加してほしい」「市の広報や福祉だより、SNS を活用してほしい」という意見がボランティア団体から挙がっています。

地域福祉の推進において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性が更に高まっていくことが考えられます。地域包括ケアシステムの構築を見据え、ボランティア活動や市民活動を行う団体など、関係機関との連携強化を図りながら、取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向

地域で暮らす全ての人々が、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための住みよい環境づくり等の地域の生活課題や福祉課題を共有し解決できる仕組みづくりをめざします。共生社会の実現に向けて、地域住民や社会福祉協議会、事業所等と連携し、身近な地域で支え合う生活支援ネットワークの構築を支援します。

### 主な事業

- 学習の機会として図書館、コミュニティセンターや福祉関連団体等が行う障がいに関する講座等における福祉教育の推進（健康推進課、生涯学習課、生活福祉課、文化・スポーツ振興課）
- 福祉ボランティア団体の育成、研修等の充実及びボランティア活動団体の支援（生涯学習課、生活福祉課）
- 「ふれあいいいききサロン」活動への支援（高齢者支援課、生涯学習課、生活福祉課）
- 小地域福祉活動の推進及び支援（生活福祉課）